

虐待防止に関する指針

令和6年4月
株式会社 円グループ

1. 本指針の作成の目的（基本的考え方）

株式会社 円グループは、利用者の人権を尊重し、虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努め、すべての職員がこれらを意識し、本指針を遵守して、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の福祉の増進に努めるものとする。また、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当社では「虐待」を次のような行為として整理する。また、当社の看護内容及び社会的意義に鑑み、職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対応が必要な状況についても、虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という）として本指針に基づく取り組みの対象とする。

虐待の定義

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（2）介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止ための体制

（1）虐待防止委員会の設置

虐待発生防止および虐待発生時の早期対応に努める必要性から虐待防止委員会を設

置する。

- ① 各事業所に 1 名以上を虐待防止の担当者を選任し、担当者の中から委員を数名選出する。
- ② 委員会は、年 1 回以上の定例会議及び緊急時の臨時会議を開催する。
- ③ 委員会では次に掲げる内容について協議する。
 - (ア) 虐待防止対策の立案
 - (イ) 指針・マニュアル等の整備・更新
 - (ウ) 発生時の相談・報告・適切な運用方法の体制づくり
 - (エ) 虐待発生時の措置（対応・報告・分析）、再発防止策の検討
 - (オ) 年 1 回以上の職員研修また職員採用時の研修実施
 - (カ) 実施状況の把握及び評価

(2) 苦情処理

- ①事業所内における虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決出来るよう苦情解決体制を整備する。
- ②管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の 個人情報 の取り扱いに細心の注意を払う。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。

- ① 新規採用 : 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 : 年 1 回以上

なお、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。

(2) 研修の実施内容については以下のものを基本とし、詳細は虐待防止委員会により定める。研修資料、実施概要、出席者等を記録し、(電磁的記録等により) 保存する。

- ①虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識
- ②本指針及び「虐待防止マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ③虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針および相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待等の通報・報告があるときは、当社の虐待防止マニュアルに基づき対応する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処を行う。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待

者の権利と生命の保全を優先する。

- (3) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。
- (4) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、当社の虐待防止マニュアルに基づき対応する。
- (5) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。

5. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

(附則)

この方針は、令和6年4月1日から施行する